

## 店舗ごとの支給額の求め方 簡易フローチャート

中小企業(個人事業主含む)ですか?  
以下、いずれかに該当すれば中小企業となります

業種	資本金額の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

**中小企業**

令和元年又は令和2年  
対象月(※)の  
1日当たりの売上高は  
以下のどれに当たりますか?

- ① 10万円以下
- ② 10万円超～25万円未満
- ③ 25万円以上

【売上高方式】  
4.0万円/日

【売上高方式】  
1日当たりの売上高×0.4

③

中小企業は、1日当たりの売上高が25万円を超え、かつ1日当たりの売上高減少額が25万円を超える場合に売上高減少額方式が売上高方式に比べ有利になります。

令和元年又は令和2年対象月(※)と比較して  
本年対象月(※)の1日当たりの売上高減少額は  
以下のどれに当たりますか?

- ④ 25万円以下
- ⑤ 25万円超  
(かつ1日当たりの売上高が25万円超)

【売上高方式】  
10万円/日

【売上高減少額方式】  
1日当たりの売上高減少額×0.4  
(上限) 20万円

**大企業**

(計算例)

1日当たりの 売上高	1日当たりの 売上高減少額	1日当たりの給付額 【売上高方式】	1日当たりの給付額 【売上高減少額方式】
250,000	240,000	100,000	96,000
250,000	250,000	100,000	100,000
300,000	260,000	100,000	104,000

【売上高減少額方式】  
1日当たりの売上高減少額×0.4  
(上限) 20万円

(※) 対象月について 対象期間①の場合：8月～9月、対象期間②の場合：9月  
(対象期間①：令和3年8月20日～令和3年9月12日、対象期間②：令和3年9月1日～令和3年9月12日)